陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）
令和６年度駐屯地創設６９周年記念行事
「野外売店」の設置及び経営

仕　様　書

令和５年１１月

陸上自衛隊　高射学校

仕　様　書

1　業務件名

陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）で実施する令和６年度駐屯地創設６９周年記念行事（つつじまつり）における野外売店の設置及び経営

2　業務内容

野外売店の設置及び経営の業務

3　相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校長（以下、「甲」という。）が決定する。

4　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、野外売店設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2)　国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3)　次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ　丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ　国において使用物件を必要とするとき。

エ　丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ　丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4)　使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5　丙の資格

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託することなく、自社で遂行できること

(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を全て遵守できること。

(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6　国有財産使用許可面積

１区画：２４平方メートル（正面幅６ｍ×奥行４ｍ）

注：店舗の細部位置については、許可日当日に担当職員が指示する。

7　国有財産使用料

(1)　丙は、乙に野外売店設置に係る面積（２４平方メートル）の使用料等を支払うこと。許可日当日に担当職員が徴収する。

(2)　委任された代表者は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入するものとする。

8　使用許可期日時間

令和６年４月２０日（土）または２１日（日）のうち１日

午前７時００分～午後４時００分

（現段階の予定であり、期日は変更の可能性がある。また業務開始及び終了時間は、行事の進行状況等により変更することがある。）

9　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11　管理責任

(1)　丙は、自らの責任において野外売店設置場所を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3)　丙の従業員は、日本国籍、在留カードを有する者又は帰化した者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(4)　丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

(5)　丙が甲に提出する書類について、その名義人が同一であること。食品営業許可証の貸し借りはこれを認めない。

12　衛生等の保持

(1)　丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

(2)　感染症予防のため、丙は従業員に対し教育するとともに、マスク着用及び消毒液による手指消毒を確行すること。

(3)　丙は、体温が基準値を超える従業員は、速やかに本会場から撤去・帰宅するよう促すものとする。

(4)　食品販売業者は、個別包装等により購入者が直接触れることのないよう配慮すること。

13　情報保全の遵守

(1)　丙は、甲、乙及び担当職員（高射学校等の長が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2)　丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により野外売店販売を解除しようとするときは、前日までに甲等に申請し、甲等の指示に従い解除することができる。ただし、国有財産使用料は支払うものとする。また、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続き開始申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

16　業務仕様

(1)　丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税額変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2)　本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

(4)　丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
(5)　丙は、営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、野外売店を設置すること。
(6)　丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
(7)　丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
(8)　丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
(9)　丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
(10)　丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
(11)　丙は、本仕様書に記載されている遵守事項に違反した場合及び故意の過失により、甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
(12)　本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

17　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年５月１４日　法律第４２号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２号に該当する情報を除き開示するものとする。

18　その他の営業条件

国の行事・緊急事態又は訓練等発生時は、国が優先して使用する。